

みなかみ町介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福祉用具購入費及び住宅改修費（以下「福祉用具購入費等」という。）の支給を受ける被保険者に対し福祉用具等を購入するために支払う費用の負担軽減を図るため、受領委任払による支給を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉用具購入費 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費若しくは法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費をいう。
- (2) 住宅改修費 法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費若しくは法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費をいう。
- (3) 被保険者 福祉用具購入費等の支給を受ける居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者をいう。ただし、被保険者証に法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載がされていない者に限る。
- (4) 特定福祉用具の販売等 法第44条第1項に規定する特定福祉用具の販売又は法第45条第1項に規定する住宅改修をいう。

(利用対象者)

第3条 福祉用具購入費等の支給を受けることができる者（以下「利用対象者」という。）は、前条に規定する被保険者とする。

(事業者の登録等)

第4条 特定福祉用具の販売等を行う事業者であって、この要綱に基づき利用対象者から委任を受けて福祉用具購入費等を町から受領しようとするものは、あらかじめ町において事業者の登録を受けなければならない。

2 前項の規定する登録を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払取扱事業者登録申請書（様式第1号）及び福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払取扱事業者登録誓約書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、必要があると認めるときは、前項の申請に必要な書類等の添付を求めることができる。

4 第2条第2号に規定する住宅改修費について、第1項の登録を受けられる事業者は、過去1年間に居宅介護（介護予防）住宅改修の取扱い実績が3件以上あり、かつ、当該住宅改修を適切に実施する能力があると認められるものとする。

（登録事業者の決定）

第5条 町長は、前条第2項の申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払取扱事業者登録決定（却下）通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、登録する事業者に決定した申請者（以下「登録事業者」という。）に対し、福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払取扱事業者登録証（様式第4号）を交付する。

3 登録事業者は、事業所に前項の登録証を掲示しなければならない。

（利用対象者の手続等）

第6条 利用対象者は、登録事業者が特定福祉用具の販売等を行うときは、当該登録事業者に福祉用具購入費等の受領について委任することができる。

（自己負担）

第7条 福祉用具購入費等の支給を受領委任払により受給する利用対象者は、福祉用具購入費等に要した費用について町から交付された介護保険負担割合証に記載されている割合に相当する額を負担しなければならない。

（福祉用具購入費等の申請等）

第8条 登録事業者は、利用対象者に対し特定福祉用具の販売等を行う場合において、前条の規定により当該利用対象者から福祉用具購入費等の受領の委任を受けたときは、当該利用対象者から支払われるべき当該特定福祉用具の販売等に要した費用について、福祉用具購入費等として当該利用対象者に対して支給されるべき額の限度において、当該利用対象者に代わり、その支払を受けることができる。

2 町長は、前項の規定により登録事業者が利用対象者に代わり、福祉用具購入費等を受領したときは、当該利用対象者に対し福祉用具購入費等の支給を行ったものとみなす。

(福祉用具購入費等の支給申請)

第9条 第6条の規定により登録事業者に委任して福祉用具購入費の支給を受けようとする利用対象者は、福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任支給申請書兼請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(領収証の発行)

第10条 登録事業者は、特定福祉用具の販売等に要した費用については、支払を受けるときは、支払をした利用対象者に対し、その支払の内訳を記載した領収証を交付しなければならない。

(登録事業者の変更の届出等)

第11条 登録事業者は、第4条第2項の規定により申請した内容について変更があったときは、変更に係る事項について福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払取扱事業者登録事項変更届出書(様式第6号)を町長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、特定福祉用具の販売等の事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、事業廃止(休止・再開)届出書(様式第7号)を町長に届け出なければならない。

(福祉用具販売等登録事業者の登録の取消し)

第12条 町長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 福祉用具購入費等の請求に関し不正があったとき。
- (2) 登録事業者が、不正の手段により第5条の登録を受けたとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払取扱事業者登録申請書

年 月 日

みなかみ町長 様

（申請者）所在地

事業者名称

代表者氏名

福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払登録事業者として登録を受けたいので、みなかみ町介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要綱第4条の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

登録事業	<input type="checkbox"/> 特定福祉用具販売	<input type="checkbox"/> 住宅改修
事業所番号		
事業者の名称	フリガナ	
代表者氏名		
事業者の所在地	(〒 -)	
電話番号		FAX番号

指定振込口座

銀行 信用金庫 組合 農業協同組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号							
		1 普通								
2 当座										
3 その他										
郵便局	記号									
フリガナ										
口座名義人										

様式第2号（第4条関係）

福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払取扱事業者登録誓約書

年 月 日

みなかみ町長 様

（申請者）所在地

事業者名称

代表者氏名

みなかみ町介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払（以下「受領委任払」という）の取扱事業者登録の申請に当たり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 受領委任払制度の提供に関しては、関係法令及びみなかみ町介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。
- 2 福祉用具購入及び住宅改修を行う被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切なサービス提供を行うよう努めること。
- 3 福祉用具購入及び住宅改修を行うに当たっては、みなかみ町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 4 福祉用具購入及び住宅改修を行うに当たっては、被保険者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期限等を確認し、制度の利用が可能であるかどうか確認すること。また、当該利用者に過去の給付実績を確認すること。
- 5 正当な理由なく、受領委任払制度の利用を拒まないこと。
- 6 受領委任払制度については、保険給付分を除いた自己負担額の支払いを被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払いを受けたときは、被保険者に対し自己負担額分の領収書を発行すること。
- 7 利用対象者が、不正な行為により保険給付を受けようとしたとき、又は必要な手続き等に関して正当な理由なく協力しないときは、遅滞なくその旨を町に通知すること。
- 8 福祉用具購入及び住宅改修に関する記録を整備し、その記録を福祉用具の購入日又は住宅改修の領収日から2年間保存すること。
- 9 利用対象者からの苦情又は相談等があった場合は、訪問等により円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。自らが処理し得ないときは、関係機関との調整等の対応を行うこと。

様式第3号（第5条関係）

福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払取扱事業者登録決定（却下）通知書

年 月 日

様

みなかみ町長

年 月 日付で申請のありました受領委任払取扱事業者登録については、次のとおり決定（却下）したので、みなかみ町介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払実施要綱第5条第1項の規定により通知します。

1. 決定

登録番号			
登録日			
事業所番号			
事業者の名称	フリガナ		
代表者氏名			
事業者の所在地	(〒 -)		
電話番号		FAX番号	

2. 却下

理由	
----	--

様式第4号（第5条関係）

福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払取扱事業者登録証

登録番号	
事業所番号	
登録日	
事業者の名称	フリガナ
代表者氏名	
事業者の所在地	

上記のとおり、みなかみ町介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要綱第4条第1項に規定する登録事業者として登録します。

年 月 日

みなかみ町長

様式第5号（第9条関係）

福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任支給申請書兼請求書

年 月 日

みなかみ町長 様

住所

氏名



電話番号

福祉用具購入費及び住宅改修費について受領委任による支給を受けたいので、みなかみ町介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要綱第9条の規定により、次のとおり申請（請求）します。

なお、福祉用具購入費及び住宅改修費の受領については、その権限を下記登録事業者に委任します。

記

登録番号			
登録事業	<input type="checkbox"/> 特定福祉用具販売	<input type="checkbox"/> 住宅改修	
事業所番号			
事業者の名称	フリガナ		
代表者氏名			
事業者の所在地	(〒 -)		
電話番号		FAX番号	

指定振込口座

銀行 信用金庫 組合 農業協同組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号			
		1 普通				
		2 当座				
		3 その他				
フリガナ						
口座名義人						

様式第6号（第11条関係）

福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払取扱事業者登録事項変更届出書

年 月 日

みなかみ町長 様

（申請者）所在地

事業者名称

代表者氏名

年 月 日に事業者登録を受けた内容を次のとおり変更したので、みなかみ町介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要綱第11条第1項の規定により、届け出ます。

変更事項

登録事業	<input type="checkbox"/> 特定福祉用具販売	<input type="checkbox"/> 住宅改修	
事業所番号			
事業者の名称	フリガナ		
代表者氏名			
事業者の所在地	(〒 -)		
電話番号		FAX番号	
変更事項			
変更年月日			

※ 変更事項や内容がわかる書類を添付してください。

様式第7号（第11条関係）

事業廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

みなかみ町長 様

（申請者）所在地

事業者名称

代表者氏名

次のとおり、事業の廃止（休止・再開）をしたので、みなかみ町介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要綱第11条第2項の規定により、届け出いたします。

変更事項

廃止（休止・再開）する事業所 事業者の名称	名称
	所在地
休止・廃止・再開の別	休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開
休止・廃止・再開した年月日	年 月 日
休止・廃止した理由	
休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日

※ 事業の再開に係る届出については、当該事業に係る従業員の勤務形態がわかる書類を添付してください。